

### 第4回伊賀市民大学講座

教育委員会生涯学習課

【とき】 9月2日(日)

午後1時30分～3時

【ところ】

ゆめぼりすセンター

【内容】 ※託児あり

【講師】 三重大学教育学部教授 橋本博考さん

【演題】『家庭の子育てと教育』

【問い合わせ】

教育委員会生涯学習課

☎22・9679



### 第3回 伊賀市教育研究会 全体会・記念講演会

教育委員会学校教育課

伊賀市教育研究会では伊賀市教育研究会全体会および講演会を開催します。皆さんの

【とき】 8月23日(木)

【ところ】 伊賀市文化会館

【内容】

◆全体会(教育研究会会員対象)

◆記念講演会

午前9時45分～11時15分

【講師】 園田学園女子大学教授 園田学園中学校・高等学校 校長 野口克海さん

【演題】 『これからの学校・子どもたちのすてきな笑顔を守るために』

※講演会への入場は無料ですが、入場整理券(先着400人)を発行します。

整理券は、8月3日(金)午前10時から、市役所北庁舎2階の教育委員会学校教育課でお渡しします。

【問い合わせ】

教育委員会学校教育課

☎22・9676

### 第32回いがまち 人権・同和教育研究大会

教育委員会伊賀分室

いがまち同和教育研究会では、「差別の現実から深く学び、未来を保障する教育を確立する」ことをめざして開催します。 ※入場無料

【とき】 8月17日(金)

【ところ】 伊賀市文化会館

【内容】

◆全体会

◆記念講演会

午後7時～午後7時30分

【講師】 江嶋修作さん

【演題】 『当たり前前を当たり前前に…ひとは何故、ひとを差別するのか』

【とき】 8月18日(土)

【ところ・内容】

◆分科会

◆第1会場 西栢植公民館ホール

◆第2会場 霊峰中学校各教室

◆同和教育地区別懇談会モデル事業から学ぶ

### 天ぷら油の火災多発 どうしてこんなことに！

消防本部予防課

380℃

最近、管内では天ぷら油による火災が多発しています。天ぷら油による火災は、天ぷらを揚げている時にコンロのそばを離れることによって起こります。天ぷら油は、温度が380℃前後になると油自体が発火して燃え上がります。

電話や来客でコンロのそば

【問い合わせ】

いがまち同和教育研究会

(教育委員会伊賀分室内)

☎45・9116

# アライグマにご注意ください！

市内でアライグマの目撃情報が多く寄せられています。アライグマはペットとして飼われていたのが、野生化して増殖したものです。アライグマの特徴としては、指が5本で尾が縞模様になっています。(写真参照)アライグマは、地域固有の生態系などに影響を及ぼす恐れがあるとされ、平成17年6月には特定外来生物に指定されています。そのため、個人でペットとして飼うことができません。また、「アライグマ回虫」という寄生虫を持っており、性格も攻撃的で凶暴なため、触れると寄生虫に感染したり、けがをする恐れがありますので、ご注意ください。

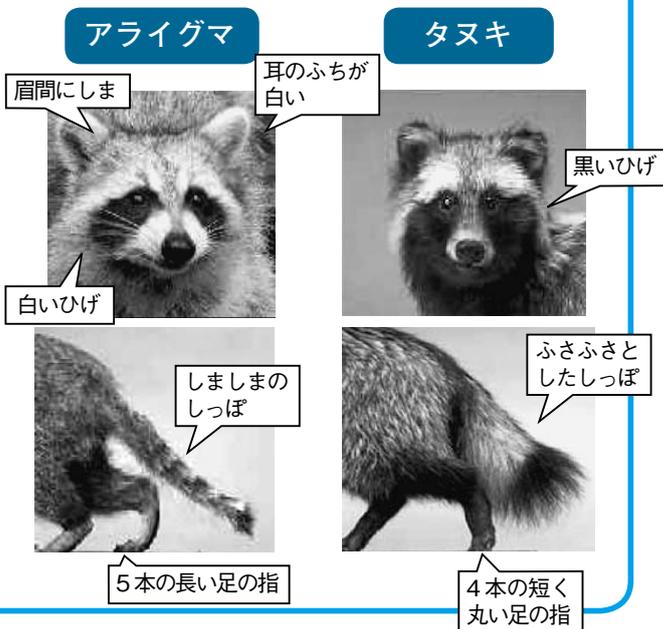
#### 【問い合わせ】

#### ■見かけた場合

本庁環境政策課 (☎22-9637)・各支所生活環境課

#### ■作物などに被害があり、捕獲が必要な場合

本庁農林政策課 (☎22-9665)・各支所産業建設課



を離れる時は、必ずコンロの火を消しましょう。

**もし、天ぷら鍋に火が入ったら・・・**

- 消火器で消火してください。
- 鍋より大きいバスタオルなどを濡らして軽くしぼり、鍋を覆ってください。
- 鍋にあった蓋をしてください。

**絶対にしてはいけないこと**

- × 水をかけること。
  - × 慌てて外へ持ち出すこと。
- 大切なことは、「天ぷらを揚げるときは、その場から絶対に離れない！」ことです。

■平成19年度防火標語

「火は見える あなたが

離れる その時を」

【問い合わせ】

消防本部予防課

☎24・9105



## 伊賀市応急診療所からのお知らせ

本庁健康推進室

伊賀市応急診療所は、比較的軽症な方の診療を対象とし

### 伊賀市応急診療所の診療時間

平日の夜間 (月～土曜日)	午後8時～11時
日曜日・祝日 年末年始	午前9時～正午 午後2時～5時 午後8時～11時

【伊賀市応急診療所】

伊賀市桑町1615番地

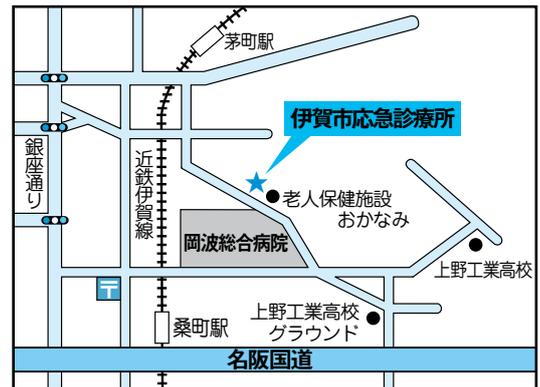
☎22-9990

ています。なお、緊急な治療や入院が必要な場合は、救急担当病院へ紹介させていただきます。

■休日や夜間は、まず伊賀市応急診療所をご利用ください。

【応急診療所について】

- ①お薬は原則1日分で、すべて院外処方です。
- ②点滴などは基本的には行いません。
- ③まずは、早めに「かかりつけ医院」で受診ください。
- ④翌日や休み明けには必ず「かかりつけ医院」の診察を受けてください。
- ⑤伊賀市応急診療所では、伊賀医師会の協力を得て診療を行なっています。
- ⑥伊賀市応急診療所のご利用につきまして、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



ます。

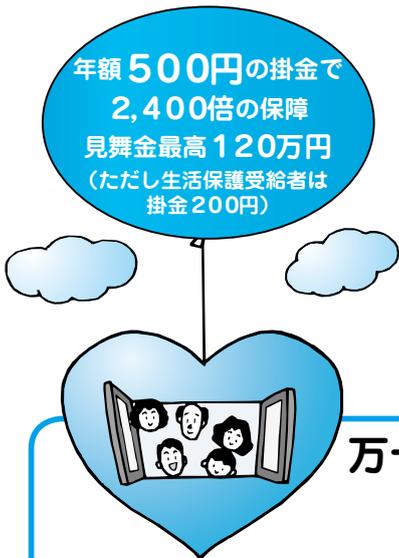
■診療時間外の受診について  
お問い合わせ(24時間対応)  
「救急医療情報センター」

☎24・1199

【問い合わせ】

本庁健康推進室

☎22・9653



年額500円の掛金で  
2,400倍の保障  
見舞金最高120万円  
(ただし生活保護受給者は掛金200円)

## 万一の交通事故に備えて

# 三重県交通災害共済

にご加入ください

■たとえばこんなときに見舞金をお支払いします

- 車にはねられてケガをしたとき
- 歩行中、自転車にはねられてケガをしたとき
- 車を運転中、電柱などに衝突してケガをしたとき
- 車と車がぶつかりケガをしたとき
- 自転車で走行中、転倒してケガをしたとき
- ミニバイク・自転車で走行中、左折するトラックに、巻き込まれてケガをしたとき

■被害者・加害者の区別なく給付します

市では平成18年度中に、173人の方に12,715,000円の見舞金を給付しました。

※交通事故にあったらまず警察に届けましょう(自転車で転倒した場合でも)

- 治療日数は、実際に病院などへ通院または入院した日数です
- 見舞金請求には、7日以上通院または入院日数が必要です
- 請求期間は、事故にあった日の翌日から起算して2年以内です

■請求手続書類

- ◇ 三重県交通災害共済見舞金請求書(様式指定)
- ◇ 加入証
- ◇ 交通事故証明書(自動車安全センター発行の人身事故にかかもの)
- ◇ 医師の診断書、証明書(様式指定)ただし死亡の場合は死亡診断書(検案書)
- ◇ 加入者の遺族が請求の場合、加入者との関係を証する書面(戸籍謄本等)
- ※ 交通事故証明書および診断書、証明書または検案書は必ず原本であること
- ★ 伊賀市は、10月1日から翌年9月30日までの1年間が加入有効期間です。加入申し込みされる方は、平成19年9月28日までに手続きを完了してください。

【問い合わせ】

本庁市民生活課(☎22-9638)・各支所生活環境課(土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)